

鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務委託仕様書

1. 業務の名称

鞍手町町制 70 周年記念観光動画作成業務委託

2. 業務の目的

鞍手町の町制 70 周年を機に、町内外の若い世代が鞍手町へ親しみを持ち、足を運びたくなるような町の歴史と観光資源を融合した話題性かつ効果的な映像コンテンツを作成することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで

4. 業務内容

受託者は、本業務の目的及び本町の魅力を理解し、次の業務を行うこととする。

(1) 企画・編集

ア 企画立案、デザイン、動画撮影、編集、校正など町制 70 周年記念観光動画制作に必要な全ての作業を実施すること。

イ 演出、出演者交渉、スケジュール調整、素材制作、映像取材、収録、BGM 音響制作、著作権等の処理等の業務一切を行うこと。

ウ 次の項目に留意して動画を制作すること。

(ア) タイトルは、コンセプトを明確にし、町制 70 周年を町内外に効果的にアピールする内容とすること。

(イ) 内容には、巨峰、庁舎及び鞍手町歴史民俗博物館を必ず含むこととし、町の歴史や景色、特産品、グルメ等を含めること。

(ウ) 福岡県内を周遊する観光客が立ち寄りたくなる内容とすること。

(エ) SNS での発信を想定し、インパクトあるサムネイルを作成し、最初の 10 秒に工夫を凝らすこと。

(オ) 実際に撮影できる「映え」に工夫を凝らすこと。

エ 完成した動画が鞍手町公式 SNS で継続的に視聴されるような工夫を凝らすこと。

(2) 動画の種類

ア 本編（1 本）… 3 分から 4 分程度のもの。

イ ダイジェスト（1 本）… 1 分程度のもの。

ウ テーマ別（6 本）… 1 本 30 秒程度のもの（例：食、歴史、景観等）

(3) 規格等

- ア 画面縦横比は16：9とする。
- イ 解像度はフルハイビジョン以上とする。
- ウ YouTubeに掲載可能な形式とすること。
- ウ 動画には、無音での視聴ができるよう映像の撮影場所を、日本語と英語の2言語のテロップで表示すること。

5. 業務の実施

前述した業務内容について、以下のことに留意して業務を実施することとする。

- (1) テロップは、色彩及びフォント、文字の大きさ等についてはユニバーサルデザインに配慮すること。
- (2) 委託者の意図を汲み取り、より分かりやすい動画にすること。
- (3) 町の情報については、参考資料のほか、町ホームページを活用するなど、独自で情報収集に取り組むこと。
- (4) 校正については、最低3回行うものとし、時期については受託後に協議するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに町へ報告し、協議を行うこと。協議の成立が困難な場合は、町の解釈とする。
- (6) 本業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず町へ早急に報告すること。

6. 納品する成果物

納品する成果物は次のとおりとする。また、成果物の納入先は鞍手町役場産業振興課とし、納品期限は契約期間内とする。

- (1) DVDマスター（本編版、ダイジェスト版、テーマ版 各1枚）
- (2) コピーDVD（本編、ダイジェスト版、テーマ版 各3枚）
- (3) ラベルを印刷し、タイトルなどを印刷した専用ハードケースに収納して納品すること。

7. 実施体制

- (1) 本業務を遂行するために必要な人材を確保すること。また、責任者及び担当者については、委託期間中に特段の理由なく変更することがないようにすること。なお、特段の理由により実施体制を変更する必要がある場合には、事前に本町と協議すること。
- (2) 本業務の進捗管理・課題整理及び業務内容の意思統一を図るため、業務委託期間中は本町と密接に連絡・調整を図ること。

8. 成果物の権利関係

本業務の実施に伴う成果物の所有権は、全て鞍手町に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権は、納品時に鞍手町に無償で譲渡されるものとする。この場合において、受託者は、当該成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

9. 業務に関わる留意点

- (1) 本業務に要する経費（飲食物、モデル料、体験料等）は、契約金額の範囲内で受託者が負担することとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施を自ら行うものとし、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義及び変更が生じた場合は、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。
- (4) 納品された映像、画像及び音楽の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は鞍手町に帰属する。また、成果品は町が作成する各種情報提供媒体をはじめ、福岡県及び鞍手町、観光関係団体等が実施する観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (5) 本業務の実施による成果品は、映像、画像及び音楽等の著作権上の権利関係を済ませた上で納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、鞍手町は責任を負わない。
- (6) 本仕様書は、本町が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

10. その他

- (1) 受注者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、鞍手町個人情報保護条例（平成 16 年条例第 13 号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者単独での業務が困難な場合においては、受託者の有するネットワークを活用の上、業務をサポートできる専門家等と連携し、最大の成果を生み出すように努めるものとする。
- (3) 受注者は、本委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。

11. 問い合わせ

- ・連絡先 〒 8 0 7 - 1 3 9 2 鞍手郡鞍手町大字小牧 2 0 8 0 番地 2
 鞍手町役場 産業振興課 商工振興係
 TEL : 0 9 4 9 - 4 2 - 2 1 1 8

Mail : shoukou@town.kurate.lg.jp